

吉岡町週休2日制現場の試行要項

令和6年10月24日企画財政課策定

令和7年12月1日企画財政課改訂

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業が取り組む週休2日の定着を支援するため、受注企業の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする週休2日制工事現場の試行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **現場閉所による週休2日制現場** 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、完全週休2日（土日）又は**月単位の週休2日（現場閉所）**のいずれかをいう。
- (2) **対象期間** 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始の6日間、夏期休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
- (3) **工事着手日** 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。
- (4) **現場閉所** **現場に従事する技術者及び技術労働者**の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。なお、降雨、降雪、**猛暑**等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。
- (5) **完全週休2日（土日）** 原則として、全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の**現場閉所を達成した状態**をいう。
- (6) **月単位の週休2日（現場閉所）** 対象期間における全ての月において、**4週8休以上の現場閉所を達成した状態**をいう。

(現場閉所の考え方)

第3条 **現場閉所による週休2日制現場**の実施対象工事は、工事内容、工期等を勘案したものを対象とする。

(週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中は、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。

2 受注者は、前項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての**技術者及び技能労働者**を休日又は休暇とすることを目指すものとする。

3 完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日（現場閉所）の達成状況は、次に掲げる事項により確認する。

- (1) 完全週休2日（土日） 達成状況は、対象期間内の週休2日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（4週÷4週／月）を達成した状態をいう。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日又は日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日又は日曜日の併称を行っている場合に、達成しているものとみなす。
- (2) 月単位の週休2日（現場閉所） 達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（8日÷28日）以上を達成した状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

（実施対象工事の発注方法等）

第5条 現場閉所による週休2日制現場の発注にあたっては、発注者指定型又は受注者希望型とする。

- (1) 発注者指定型 発注者指定型とは、発注者が発注時に現場閉所による週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

（記載例） 当工事は、現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）の実施対象工事である。「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでいる。

イ 当初予定価格から「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 達成状況を確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。

- (2) 受注者希望型 受注者希望型とは、契約後、受注者が現場閉所による週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に現場閉所による週休2日制現場（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

（記載例） 当工事は、現場閉所による週休2日制現場（受注者希望型）の実施対象工事であるため、「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき、受注後速やかに工事打合せ簿に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、週休2日に対応する分の短縮はしないものとする。

イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 達成状況の確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「現場閉所による週休2日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

（実施方法及び確認方法）

第6条 現場閉所による週休2日制現場の受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに「工事打合せ簿」により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこととする。

2 工事工程表の作成にあたっては、受注者の設計照査期間や材料手配に必要な期間も記載するほか、発注者の作業期間（段階確認及び関係者との調整期間、設計変更作業期間等）も記載することとする。なお、当該工事工程表は、工事契約書に添付する工程表として差し支えないものとする。

3 発注者は、第1項の工事工程表の作成により、工期内に工事を完成することができないと判断された場合は、工期を変更することとする。

4 災害対応などで他の現場にやむを得ず出勤した場合は、当該現場が閉所されていれば、現場閉所とするものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 前項の場合を除く降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業予定日に計画外の現場閉所を行う場合、受注者は、事前に監督員へ現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。ただし、計画外の現場閉所日がつぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 施工計画書に記載した法定休日又は所定休日の場合

（2） 官公庁の休日の場合

6 受注者は、対象期間中に現場閉所と定めた日にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振替えることができるものとする。

7 現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。

（1） 完全週休2日（土日） 受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上現場閉所日を振り替えることができるものとする。

（2） 月単位の週休2日（現場閉所） 受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

8 週休2日制現場の達成状況は、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

- (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
- (2) 企業の休日がわかる書類（就業規則等）
- (3) CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- (4) その他、休暇取得状況がわかる書類

9 週休2日制現場の受注者は、工事広報板に週休2日制現場工事である旨を記載すること。

（間接工事費率等の補正）

第7条 週休2日の達成状況に応じ、労務費 ・ 共通仮設費率 ・ 現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価について以下補正係数により補正する。

(1) 補正係数

	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (現場閉所)
労 務 費	1. 0 2	1. 0 2
共 通 仮 設 費 率	1. 0 2	1. 0 1
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 2

(2) 市場単価

	区分	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (現場閉所)
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 2
ガス圧接工		1. 0 1	1. 0 1
インターロッキングブロック工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 2
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 1
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去・移設	1. 0 1	1. 0 1
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
法面工		1. 0 1	1. 0 1
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 1
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 1	1. 0 1
道路植栽工		1. 0 2	1. 0 2
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 2

橋梁用伸縮接手装置設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1. 0 2	1. 0 2
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 0
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 0
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 1
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

(3) 土木工事単価

	区分	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (現場閉所)
区画線工		1. 0 2	1. 0 2
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 1
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 1
	人力	1. 0 2	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 2
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 1
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 2
バキュームブラスト工		1. 0 1	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
仮設防護柵設置工		1. 0 2	1. 0 2

(仮設ガードレール)			
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 2
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 1	1. 0 1
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1
FRP製格子状パネル設置工		1. 0 1	1. 0 1
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 2	1. 0 2
支承金属溶射工		1. 0 2	1. 0 2
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 0 2	1. 0 2
フレア溶接工		1. 0 2	1. 0 2
H型ボラード設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	作業者	1. 0 2	1. 0 2

- 2 週休2日制現場に伴う書類の作成は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わないものとする。